

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年5月28日(2009.5.28)

【公表番号】特表2008-540026(P2008-540026A)

【公表日】平成20年11月20日(2008.11.20)

【年通号数】公開・登録公報2008-046

【出願番号】特願2008-512233(P2008-512233)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/00 3 0 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月6日(2009.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

例えば内視鏡、の円形の又は略円形のチャネルを洗浄するのに適した引き通し用具であって、該引き通し用具が、少なくとも一部の周りに、洗浄する役割を果たす少なくとも一つの塊体を担持するフィラメントを有し、前記塊体が、前記フィラメント上の少なくとも一部にシースを形成するとともに、前記シース及び前記フィラメントの軸線に対して軸線方向に離間して配置され且つ前記シースと一体化され又は前記シースによって担持されている少なくとも二つの半径方向フィンを形成している前記引き通し用具において、

前記フィンは、前記シース及び前記フィラメントの軸線に対してそれぞれ概略半径方向に向けられ、所定のプロファイルを有し、前記フィンの各々が、他の前記フィンの如何なる実質的な干渉なしに、フィン直径とほぼ同じ直径の導管及び1mm以上且つフィン直径より小さい直径の導管の一方又は両方を洗浄することができるよう離間して配置され且つ所定の材料で形成されており、

フィンの各々が、前記導管の360度洗浄を提供することを特徴とする引き通し用具。

【請求項2】

断続的に、連続的に又は成形される領域を別な方法により引き込まれる前記フィラメントが、前記フィラメント上に形成されたプロファイル塊体を有し、次に、該プロファイル塊体と前記フィラメントとが概略横向きに分割切断、又は別な方法で分離され、一の前記フィラメント長さによって、引き通しのための洗浄プロファイルの前記引き通し用具を備えた前記塊体の一部と、他の前記フィラメント長さによって、引き通しのために供給プロファイルを備えた前記塊体の別の部分とから形成されるような情状下で作られる請求項1に記載の内視鏡又はチャネル引き通し用洗浄具と同様なもの。

【請求項3】

円形又は略円形の内視鏡チャネルを清掃するのに適した引き通し用具であって、該引き通し用具が、少なくとも一部の周りに、清掃する役割を果たす少なくとも一つの塊体が担持されるフィラメントを有し、前記塊体又は前記塊体の少なくとも一つが、前記フィラメント軸線に対して軸線方向に離間して配置された少なくとも二つの半径方向のフィンを備えているという条件下で、シースと一体化され又はシースによって担持される少なくとも一つの半径方向フィンを有するシースをフィラメント上の少なくとも一部に形成しており

前記フィンは、前記軸線に対してそれぞれ概略半径方向に向けられ、所定のプロファイルを有し、前記フィンの各々が、他の前記フィンの如何なる実質的な干渉なしに、フィン直径とほぼ同じ直径の導管及び少なくとも1mm且つフィン直径より小さい直径の導管の一方又は両方を洗浄することができるよう離間して配置され且つ所定の材料で形成されていること特徴とする引き通し用具。